



厚生労働省神奈川県労働局発表
令和2年10月29日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部監督課

課長 細貝 浩之
主任地方労働基準監察監督官 疋崎 雅夫
(電話) 045(211)7351 (内線 6031)

自動車運転者を使用する事業場に対する 平成31年・令和元年（2019年）の監督指導の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち83.0%の142事業場～

神奈川県労働局（局長 園田宝）は、このたび、神奈川県内の労働基準監督署（12署）が、平成31年・令和元年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙1参照）

神奈川県労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

平成31年・令和元年（2019年）の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は171事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、142事業場（83.0%）。また、改善基準告示*違反が認められたのは、92事業場（53.8%）。
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）（別紙2参照）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間（58.5%）、②割増賃金の支払（29.8%）、③休日（4.7%）。
- 主な改善基準告示違反事項は、①総拘束時間（39.2%）、②最大拘束時間（38.6%）、③休息期間（20.5%）。

（別紙1） 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況（平成31年・令和元年）

（別紙2） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導の状況（平成31年・令和元年）

1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		138	114 (82.6%)	83 (60.1%)	41 (29.7%)	7 (5.1%)
バス		11	9 (81.8%)	6 (54.5%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		8	7 (87.5%)	4 (50.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
その他		14	12 (85.7%)	7 (50.0%)	8 (57.1%)	1 (7.1%)
合計		171	142 (83.0%)	100 (58.5%)	51 (29.8%)	8 (4.7%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		138	78 (56.5%)	56 (40.6%)	58 (42.0%)	33 (23.9%)	23 (16.7%)	12 (8.7%)
バス		11	6 (54.5%)	5 (45.5%)	5 (45.5%)	2 (18.2%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)
ハイヤー・ タクシー		8	5 (62.5%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	－ (－)	－ (－)
その他		14	3 (21.4%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)
合計		171	92 (53.8%)	67 (39.2%)	66 (38.6%)	35 (20.5%)	25 (14.6%)	14 (8.2%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

(3) 平成29年から平成31年・令和元年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。

① 労働基準関係法令違反の事業場数の推移

	年	監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反事業場数	労働時間	割増賃金	休日
トラック	平成29年	284	229 (80.6%)	186 (65.5%)	66 (23.2%)	13 (4.6%)
	平成30年	261	226 (86.6%)	188 (72.0%)	65 (24.9%)	15 (5.7%)
	平成31年 令和元年	138	114 (82.6%)	83 (60.1%)	41 (29.7%)	7 (5.1%)
バス	平成29年	22	20 (90.9%)	13 (59.1%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
	平成30年	20	13 (65.0%)	8 (40.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0%)
	平成31年 令和元年	11	9 (81.8%)	6 (54.5%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	平成29年	17	15 (88.2%)	8 (47.1%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)
	平成30年	15	10 (66.7%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	平成31年 令和元年	8	7 (87.5%)	4 (50.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
その他	平成29年	48	35 (72.9%)	26 (54.2%)	7 (14.6%)	3 (6.3%)
	平成30年	38	34 (89.5%)	27 (71.1%)	5 (13.2%)	2 (5.3%)
	平成31年 令和元年	14	12 (85.7%)	7 (50.0%)	8 (57.1%)	1 (7.1%)
合計	平成29年	371	299 (80.6%)	233 (62.8%)	76 (20.5%)	17 (4.6%)
	平成30年	334	283 (84.7%)	228 (68.3%)	76 (22.8%)	18 (5.4%)
	平成31年 令和元年	171	142 (83.0%)	100 (58.5%)	51 (29.8%)	8 (4.7%)

② 改善基準告示違反の事業場数の推移

	年	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場数	総拘束時間	最大拘束時間	休息期間
トラック	平成29年	284	181 (63.7%)	140 (49.3%)	131 (46.1%)	94 (33.1%)
	平成30年	261	189 (72.4%)	141 (54.0%)	139 (53.3%)	100 (38.3%)
	平成31年 令和元年	138	78 (56.5%)	56 (40.6%)	58 (42.0%)	33 (23.9%)
バス	平成29年	22	17 (77.3%)	11 (50.0%)	14 (63.6%)	4 (18.2%)
	平成30年	20	9 (45.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	3 (15.0%)
	平成31年 令和元年	11	6 (54.5%)	5 (45.5%)	5 (45.5%)	2 (18.2%)
ハイヤー・ タクシー	平成29年	17	10 (58.8%)	4 (23.5%)	7 (41.2%)	0 (0.0%)
	平成30年	15	4 (26.7%)	2 (13.3%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)
	平成31年 令和元年	8	5 (62.5%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)
その他	平成29年	48	21 (43.8%)	14 (29.2%)	13 (27.1%)	8 (16.7%)
	平成30年	38	14 (36.8%)	11 (28.9%)	10 (26.3%)	7 (18.4%)
	平成31年 令和元年	14	3 (21.4%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)
合計	平成29年	371	229 (61.7%)	169 (45.6%)	165 (44.5%)	106 (28.6%)
	平成30年	334	216 (64.7%)	160 (47.9%)	158 (47.3%)	110 (32.9%)
	平成31年 令和元年	171	92 (53.8%)	67 (39.2%)	66 (38.6%)	35 (20.5%)

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1 (トラック)

長時間労働を行わせているおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

概要

- 運転者について、1日の拘束時間が上限の16時間を超える日が1か月に2日あり、1か月の総拘束時間が最長366時間、1か月の時間外労働が36協定の上限（1か月96時間）を上回る168時間となっている者が認められた。また、休日を月1日しか取得していない者が存在した。
- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていない者が認められた。

指導内容

- 1 36協定の上限時間を超えて、違法な時間外労働及び休日労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条、35条違反（労働時間及び休日）
長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていることについては是正を指導した。

指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間及び総拘束時間）

- 3 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう是正を指導した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反
（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

指導後の会社の取組

- 元請の運送会社に対して文書要請した結果、配車コースの減便が行われたことにより拘束時間が短縮された。また、特定の運転者に対する長時間労働の偏りを解消するため、勤務シフトの組み直し、業務の平準化を図り、かつ、他営業所から運転者の支援を受けるなど勤務の見直しを行った結果、時間外労働が36協定の上限時間以内、1か月の総拘束時間が293時間、1日の拘束時間が16時間以下となり、休日も4週4日以上取得できるようになった。
- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、※地域産業保健センターを活用し、健康を保持するために必要な措置に関して医師の意見を聴取した。また、同センターの産業医から要治療指導の指示を受けた労働者に対して、管理者が個別面談による健康指導を実施し、再検査受診の指示を行った。

※ 地域産業保健センターでは、労働者50人未満の小規模事業者や小規模事業場で働く人を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導等（地域産業医による面接指導、健康診断結果の意見録取等）の産業保健サービスを無料で提供しています。神奈川県内に12か所のセンターを設置しています。

（別紙3「神奈川産業保健総合支援センター 働くあなたの健康と安全のために」参照）

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

事例 2 (タクシー)

賃金が最低賃金額を下回っているおそれのあるタクシー会社に対して 監督指導を実施

概要

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」となっていた。
- 歩合給の額が低い運転者の賃金が、最低賃金額を下回っていた。
- 運転者の中に、1か月の時間外労働が36協定の上限を上回る約100時間となっている者が認められた。

指導内容

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。

指導事項

累進歩合制度の廃止

- 2 最低賃金額以上の賃金を支払うよう、是正勧告するとともに、全労働者について同様の事案がないか確認を行うよう指導した。

指導事項

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

- 3 36協定の上限時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

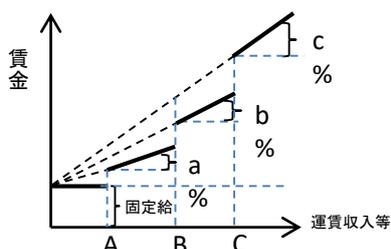
指導後の会社の取組

- 就業規則を変更して累進歩合制度を廃止した。
- 運転者の賃金体系を労働時間に応じて支払う方法に変更し、最低賃金額との差額を支払った。
- 違法な時間外労働を解消するとともに、時間外労働時間の状況を逐次把握し、必要に応じて労働者に声かけ等を行うことで、時間外労働の削減を図った。

(参考)

○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとし、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



○ 運賃収入等がA以下の場合
賃金＝固定給

○ 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率a%

○ 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率b%

○ 運賃収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率c%（a < b < c）

○ タクシー運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則299時間以内（車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

休日労働：2週間について1回以内

2 国土交通省地方運輸機関との連携

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

また、平成31年・令和元年においては、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で4件の監督・監査を行った。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項	年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
	労働基準監督機関から 通報した件数		80	57
労働基準監督機関が 通報を受けた件数		33	53	41

3 全国との比較（平成31年・令和元年 監督指導状況）

業種	事項	監督実施 事業場数		労働基準関 係法令違反 事業場数		改善基準 告示違反 事業場数	
		神奈川	全国	神奈川	全国	神奈川	全国
トラック		138	3,222	114 (82.6%)	2,672 (82.9%)	78 (56.5%)	1,940 (60.2%)
バス		11	246	9 (81.8%)	189 (76.8%)	6 (54.5%)	123 (50.0%)
ハイヤー・ タクシー		8	323	7 (87.5%)	295 (91.3%)	5 (62.5%)	122 (37.8%)
その他		14	492	12 (85.7%)	382 (77.6%)	3 (21.4%)	201 (40.9%)
合計		171	4,283	142 (83.0%)	3,538 (82.6%)	92 (53.8%)	2,386 (55.7%)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。

地域産業保健センター

利用対象 労働者数50人未満の小規模の事業者 | 小規模事業場で働く人

産業保健サービスを **無料** で受けられます

*地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。また利用回数には制限がありますので、あらかじめご了承ください。

主な内容

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面の指導などを行います。また、メンタルヘルズ不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

ストレスチェックに係る高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び、長時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルズ対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

●神奈川県内の地域産業保健センター 一覧

名称	対象地区	所在地	電話番号 FAX 番号
①横浜南地域産業保健センター	磯子区・金沢区・港南区・南区・中区	横浜市金沢区金沢町48 金沢区三師会館内	045-782-8785 045-783-6740
②鶴見地域産業保健センター	鶴見区	横浜市鶴見区鶴見中央3-4-22 鶴見区医師会内	045-521-2738 045-521-2738
③川崎南地域産業保健センター	川崎区・幸区	川崎市川崎区榎町1-8 ニッコービル4階402号	044-200-0668 044-742-6275
④川崎北地域産業保健センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区	川崎市中原区上小田中6-10-1 中央セントラルマンション1階	044-322-0314 044-322-0315
⑤三浦半島地域産業保健センター	横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡	横須賀市新港町1-11 横須賀市医師会館内	046-822-3053 046-822-3053
⑥横浜北地域産業保健センター	神奈川区・西区・港北区・緑区・都筑区・青葉区	横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川3階 神奈川区医師会内	045-313-9187 045-313-9187
⑦平塚地域産業保健センター	平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡	平塚市東豊田448-3 平塚市医師会内	0463-52-0355 0463-52-0356
⑧湘南地域産業保健センター	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・高座郡	藤沢市藤沢976-2 秀明ビル402号	0466-27-6238 0466-27-6238
⑨県西地域産業保健センター	小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	小田原市久野115-2 おたわら総合医療福祉会館4階	0465-66-6040 0465-66-6044
⑩県央地域産業保健センター	厚木市・大和市・座間市・海老名市・綾瀬市・愛川町・清川村	厚木市中町1-8-24 リバーサイドビル602号	046-223-8072 046-223-8072
⑪相模原地域産業保健センター	相模原市	相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会議所新館4階	042-707-4225 042-707-4225
⑫横浜西地域産業保健センター	旭区・泉区・栄区・瀬谷区・戸塚区・保土ヶ谷区	横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン沢ビル3階304号	045-861-5600 045-435-5668

※申込用紙はホームページから <https://www.kanagawas.johas.go.jp/>



神奈川県労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

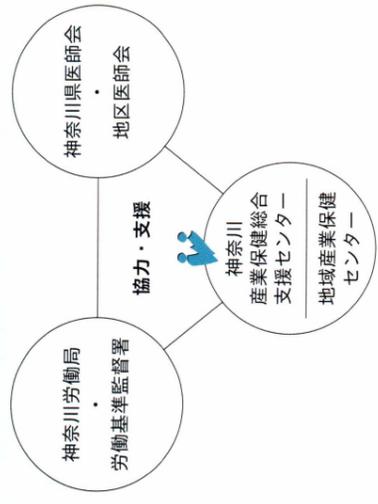
〒221-0835
横浜市神奈川区鶴見町3-29-1 第6安田ビル3階
TEL: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161
URL: <https://www.kanagawas.johas.go.jp/>

ご利用いただける日時
午前8時30分～午後5時15分（月～金曜日）
休日：毎土・日曜日及び祝日 年末年始

- 1 専門的研修
各種セミナー
- 2 相談対応
- 3 情報提供
広報啓発
- 4 メンタルヘルズ
対策の普及促進
- 5 治療と仕事の
両立支援
- 6 地域産業保健
センター

働くあなたの健康と安全のために

産業保健活動に携わる皆様を応援します



健康で快適な職場が求められています

本格的な高齢化社会の到来、産業構造の変化、技術革新に伴う作業態様の変化等により、生活習慣病の一層の増加、就労に伴う疲労・ストレスの増大、その他作業に関連した疾患の問題が大きな社会的関心を集めています。そこで、独立行政法人労働者健康安全機構では、勤労者の健康確保を図るため、産業医、地域産業保健センターをはじめとする産業保健関係者・関係機関を支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として、都道府県ごとに産業保健総合支援センターを設置しております。神奈川県においては、神奈川県医師会をはじめ、関係機関のご協力と連携のもとに、平成8年に神奈川県産業保健総合支援センターが開設されました。

神奈川県産業保健総合支援センターは 産業保健活動に携わる皆様に応援します

提供するサービスはすべて無料です

<https://www.kanagawas.johas.go.jp/>

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

産業保健関係者に対する 専門的研修 各種セミナー

産業医学、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
※研修参加には事前の申込みが必要です。

● 専門研修会・各種セミナー（実施例）

- 日医認定産業医（基礎研修ではなく、認定証をお持ちの産業医の方を対象としています）
- 事業場における治療と仕事の両立支援
- 長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
- メンタルヘルス対策の進め方
- 作業環境測定方法
- 職場巡視の実際とその活用ポイント 等

産業保健セミナー

- 働く人のメンタルヘルス対策
- 健康情報の取扱い
- ストレスチェック
- 産業保健スタッフのための“やさしい関係法令” 等

産業看護職研修・交流会、メンタルヘルス交流会、産業保健交流会

啓発セミナー

産業保健関係者からの 専門的な相談 への対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

各分野の専門家が、皆様からの相談にお答えいたします

産業医学	職業性疾患の予防対策・職場巡視の方法・健康診断の事後措置・産業医の行う面接指導・勤告・指導・助言の方法
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルス対策の進め方・メンタルヘルス対策指針の内容・メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までの相談
労働衛生工学	作業環境の維持管理と改善の方法
保健指導	職場における保健指導・相談の進め方や産業看護職の業務全般について
労働衛生関係法令	労働衛生関係法令の解釈

産業保健に関する 情報提供 広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の貸出等も行っています。

● ホームページ



● 神奈川産業保健総合支援センター 図書・閲覧コーナー



産業保健に関する図書を揃え、来所された産業保健関係者の方々にご利用いただいております。



● 神奈川産業保健総合支援センター 機器の展示・貸出

作業環境測定機器・研修用機器を展示し、貸出しもしております。また、実地指導も行っております。

※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覧ください。

個別訪問支援による メンタルヘルス 対策の普及促進



職場における心の健康づくり

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス教育も実施します。



メンタルヘルス対策支援のご案内

個別訪問・個別調整支援による 治療と仕事の 両立支援

専門家が事業場を訪問し、治療と仕事の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。



両立支援のためのガイドライン

患者（労働者）に係る健康管理について、事業者と患者（労働者）の間で治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。

「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援

ストレスチェック制度の導入に関する支援

職場復帰支援プログラムの作成支援 等

地域の窓口として 地域産業保健 センター を設置

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

● 神奈川県内の地域産業保健センター

- ① 横浜南地域産業保健センター
- ② 鶴見地域産業保健センター
- ③ 川崎南地域産業保健センター
- ④ 川崎北地域産業保健センター
- ⑤ 三浦半島地域産業保健センター
- ⑥ 横浜北地域産業保健センター
- ⑦ 平塚地域産業保健センター
- ⑧ 湘南地域産業保健センター
- ⑨ 県西地域産業保健センター
- ⑩ 県東地域産業保健センター
- ⑪ 相模原地域産業保健センター
- ⑫ 横浜西地域産業保健センター

